

令和 8 年 3 月 24 日

金融庁所管法令等に基づく申請等の手続における旧氏使用について

金融庁が所管する法令・指針等の規定に基づく申請、届出、通知等における旧氏の使用について、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 申請者等が、金融庁・各財務（支）局、沖縄総合事務局に対して申請、届出、通知等を行おうとする際に、旧氏併記を希望する場合は、旧氏を併記することができます。
- 2 旧氏併記とは、申請者等の氏名の記載欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧氏を記載することをいいます。
- 3 旧氏を併記する際、法令等により旧氏を証明する書類の提出等が求められる場合があります。
- 4 また、一部の手続については、個別の法令・指針等により、旧氏を併記した書類が既に提出されていることを前提に、旧氏のみを記載することが可能です。
- 5 なお、金融庁・各財務（支）局、沖縄総合事務局以外に対する手続（例：法務局に対する登記関係の手続等）での旧氏使用については、所管省庁の案内をご確認ください。

(※)「旧氏」とは、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいい、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。

以上